

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、山形県知事及び山形県病院事業管理者から平成28年8月16日、同年9月6日及び同年9月20日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成28年12月2日

山形県監査委員 森 田 廣  
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門  
 山形県監査委員 会 田 稔 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
人事課	支出事務が適切でないものがある。	支出事務の執行に当たっては、請求書の管理方法について見直しを行い、直接担当者が単独管理せず、担当全員で共有する専用棚に一旦保管し、相互管理できる仕組みに改めた。さらに、担当間で業務見直しを行い、業務の平準化にも努め、支払が遅延しないよう改善した。
最上総合支庁保健福祉環境部	不納欠損処分が適切でないものがある。	不納欠損処理に当たっては、個々に時効完成日を把握できるよう、債権ごとの金額、調定番号、納入期限、督促状発行日、督促納期限、時効起算日、時効中断日、中断理由、時効完成日を項目とした一覧表を作成し、不納欠損できるものは不納欠損処理を行うよう努めていくこととした。
置賜総合支庁保健福祉環境部	契約の締結が適切でないものがある。	契約事務の執行に当たっては、事務事業実施伺時、契約書(請書)受理時、支出伺作成時、完了報告受理時及び支出票作成時の書類をチェックするための事務執行チェックシートを作成し、事務手続の誤りを防止していくこととした。
置賜総合支庁産業経済部	支出事務が適切でないものがある。	支出事務の執行に当たっては、「事務又は事業実施伺」又は「支出伺」があったものについてその都度、「支払状況のチェックリスト」を作成し、その後の執行状況を随時確認しながら支払遅延を防止していくこととした。

中央病院	<p>随意契約の要件に該当しないものがある。</p>	<p>契約事務の遂行に当たっては、契約種類の決定について関係法令等を遵守するとともに、事業実施伺に法令条項や随意契約の理由を明記し、競争入札又は随意契約の適否等について複数職員による確認を徹底することとした。</p>
	<p>契約の締結が適切でないものがある。</p>	<p>契約の締結に当たっては、より適正に契約事務を遂行するため、予定価格の設定、入札施行（見積書徴取）、契約書の作成、契約締結等の一連の手續について、チェックシートにより処理状況を確認することとした。</p>
河北病院	<p>前年度の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。</p>	<p>職員が提出する手当申請の様式に給与システムへの入力チェック欄を設ける等のほか、事務処理の際の複数職員による確認体制を整備することとした。</p>
こころの医療センター	<p>前年度の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。</p>	<p>事務処理に際し、給与システムによる報告書の印刷を直ちに行うとともに、複数職員による確認を徹底することとした。</p>